

高 介 第 9 2 9 号
平成22年10月15日

各社会福祉施設・事業所の長 様

埼 玉 県 福 祉 部 長

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための
ガイドラインの一部改正について

本県の福祉行政の推進につきましては、日ごろ御協力いただき厚く御礼を申し上げます。
さて、このたび厚生労働省から「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインの一部改正について」(平成22年9月17日付け老発0917第1号)(通知)がありましたのでお知らせします。

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月24日医政発第1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知別添)に基づく措置をお願いしているところですが、各社会福祉施設・事業所におかれましては、個人情報の適切な取扱いの更なる徹底を図られますようお願いいたします。

担当 高齢介護課
施設指導担当(3254)
介護保険事業者担当(3247)
電話 048-830-(各担当の番号)

※厚生労働省通知等については、埼玉県高齢介護課ホームページへ掲載しておりますので、御覧ください。

<通知掲載URL>

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/korei-shisetu/oshirase20101015.html>

<たどり方>

埼玉県ホームページトップページの「健康・福祉」 → 高齢者の「老人福祉施設情報(事業者向け)」 → 総合の「高齢者施設の事業者の方へ」 → 事業者あて通知等の「おしらせ」 → 2010年10月15日更新「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインの一部改正について」